

県産農林水産物直売所消費応援事業仕様書

1 目的

直売所キャンペーンを通じて、原材料価格の高騰により経営が圧迫されている農林水産従事者を支援するとともに、農林水産物の販売価格の上昇に対する消費者理解の醸成を進めることで、農林水産従事者の経営の安定化を図るために必要となる業務の委託内容について定める。

2 名称

この業務の名称は、「県産農林水産物直売所消費応援事業運営業務」とする。

3 事業内容

別記1、別記2及び別記3の事業実施計画のとおり。

4 履行期間

契約日から令和5年2月28日

5 業務内容

(1) 消費者理解醸成支援事業

本業務の実施に必要な運営体制を構築し、次の①～⑤の業務を行うものとする。

① 申請マニュアルの作成

本事業の申請にあたり、事業者が参考とすべき申請マニュアルを作成のうえ、事業実施予定者に配布すること。

② 問い合わせ対応

本業務履行期間における消費者理解醸成支援事業に関する問い合わせ対応を行うこと。疑義がある場合は、県に協議して回答すること。

③ 補助金交付申請手続等

県から提供される事業実施希望事業者リストに基づき、県産農林水産物直売所消費応援事業実施要領で定める補助金交付申請手続を行うよう事業実施希望事業者に指示すること。あわせて、事業実施希望事業者から提出される書類のとりまとめを行うこと。

なお、別記1の第3の1の期間中、リストにない事業者等から事業実施の希望があった場合は、事業実施希望事業者に対し、速やかに必要な手続を行うよう指示すること。

④ 事業の要件確認

上記③により提出された事業実施計画書等関係書類に基づいて補助要件の審査を行い、必要があれば事業実施希望事業者に対して補正指示を行うこと。補助要件に該当すると判断される事業者及び店舗のリストを作成し、関係書類と合わせて県に送付すること。

なお、疑義がある場合は、県に協議すること。

⑤ 補助金交付決定通知書の送付

提出された事業実施計画等に基づき、県で補助金の交付決定を行った場合は、事業者に対して補助金交付決定通知書を送付すること。

⑥ 補助金変更交付申請書等の取りまとめ

事業を実施した事業者を対象に、補助事業の変更の有無の確認を行い、変更がある場合には、必要な手続きを行うよう指示するとともに、変更に関する提出書類の取りまとめを行うこと。取りまとめ後は、事業者及び店舗ごとのリストを作成し、リストと合わせて速やかに県に送付すること。

なお、内容に不備等がある場合は、必要に応じて補正の指示を行うこと。

【変更該当する場合】

- ・補助事業に要する経費の配分を変更する場合
- ・交付決定額を変更する場合
- ・補助事業の内容を変更する場合

⑦ 補助金変更交付決定通知書の送付

提出された事業変更計画書等に基づき、県で変更の承認を行った場合は、当該事業者に対して補助金変更交付決定通知書を送付すること。

⑧ 補助事業実績報告書等関係書類の取りまとめ

事業を実施した事業者を対象に、事業実績の報告を行うよう指示するとともに、実績報告に関する提出書類の取りまとめを行うこと。取りまとめ後は、事業者及び店舗ごとのリストを作成し、リストと合わせて速やかに県に送付すること。

なお、内容に不備等がある場合は、必要に応じて補正の指示を行うこと。

⑨ 補助金請求書等関係書類の取りまとめ

事業を実施した事業者を対象に、補助金の請求を行うよう指示するとともに、請求に関する提出書類の取りまとめを行うこと。取りまとめ後は、事業者及び店舗ごとのリストを作成し、リストと合わせて速やかに県に送付すること。

なお、内容に不備等がある場合は、必要に応じて補正の指示を行うこと。

(2) 直売所キャンペーン事業

本業務の実施に必要な運営体制を構築し、次の①～④の業務を行うものとする。

①申請マニュアルの作成

本事業の申請にあたり、事業者が参考とすべき申請マニュアルを作成のうえ、事業実施予定者に配布すること。

②直売所キャンペーン事業の運営

ア 問い合わせ対応

本業務履行期間における直売所キャンペーン事業に関する問い合わせ対応を行うこと。疑義がある場合は、県に協議して回答すること。

イ 事業承認手続等

県から提供される事業実施希望事業者リストに基づき、県産農林水産物直売所消費応援事業実施要領に定める事業承認手続きを行うよう事業実施希望者に指示すること。あわせて、事業実施希望事業者から提出される書類のとりまとめを行うこと。

なお、別記1の第3の2の期間中、リストにない事業者等から事業実施の希望があった場合は、事業実施希望事業者に対し、速やかに必要な手続きを行うよう指示すること。

ウ 参加店舗の要件確認

上記イにより提出された事業実施計画書等関係書類に基づいて参加店舗要件の審査を行い、必要があれば事業実施希望事業者に対して補正指示を行うこと。参加

要件に該当すると判断される店舗のリストを作成し、関係書類と合わせて県に送付すること。

なお、疑義がある場合は、県に協議すること。

エ 実施計画の承認通知書等の送付

提出された事業実施計画書等関係書類に基づき、県で承認または不承認を行った場合は、事業実施希望事業者に対して承認通知書または不承認通知書を送付すること。合わせて、事業計画の承認を行った事業者に対しては、金券の配布予定枚数を通知すること。

オ 補助金交付申請書等の取りまとめ

上記エにより事業計画の承認を行った事業者を対象に、県産農林水産物直売所消費応援事業実施要領に基づき、補助金交付申請を行うよう指示すること。必要があれば事業者に対して補正指示を行うこと。補助要件に該当すると判断される店舗のリストを作成し、関係書類と合わせて県に送付すること。

なお、疑義がある場合は、県に協議すること。

カ 補助金交付決定通知書の送付

提出された事業実施計画等に基づき、県で補助金の交付決定を行った場合は、事業者に対して補助金交付決定通知書を送付すること。

キ 補助金変更交付申請書等の取りまとめ

事業を実施した事業者を対象に、補助事業の変更の有無の確認を行い、変更がある場合には、必要な手続きを行うよう指示するとともに、変更に関係する提出書類の取りまとめを行うこと。取りまとめ後は、事業者及び店舗ごとのリストを作成し、リストと合わせて速やかに県に送付すること。

なお、内容に不備等がある場合は、必要に応じて補正の指示を行うこと。

【変更該当する場合】

- ・補助事業に要する経費の配分を変更する場合
- ・交付決定額を変更する場合
- ・補助事業の内容を変更する場合

ク 補助金変更交付決定通知書の送付

提出された事業変更計画書等に基づき、県で変更の承認を行った場合は、当該事業者に対して補助金変更交付決定通知書を送付すること。

ケ 補助事業実績報告書等関係書類の取りまとめ

事業を実施した事業者を対象に、事業実績の報告を行うよう指示するとともに、実績報告に関係する提出書類の取りまとめを行うこと。取りまとめ後は、事業者及び店舗ごとのリストを作成し、リストと合わせて速やかに県に送付すること。

なお、内容に不備等がある場合は、必要に応じて補正の指示を行うこと。

コ 補助金請求書等関係書類の取りまとめ

事業を実施した事業者を対象に、補助金の請求を行うよう指示するとともに、請求に関係する提出書類の取りまとめを行うこと。取りまとめ後は、事業者及び店舗ごとのリストを作成し、リストと合わせて速やかに県に送付すること。

なお、内容に不備等がある場合は、必要に応じて補正の指示を行うこと。

サ 使用済み金券の管理

回収した使用済み金券の集計を行うこと。事業者から回収した金券に付されたナンバーに基づき不正使用等がないか確認を行うとともに、店舗毎の回収枚数、補助金交付申請書、補助事業実績報告書、請求書等について、その内容等が適正である

か確認を行うこと。確認の結果、提出書類等に誤りがある場合は、事業者に対して補正指示を行うこと。

なお、回収した金券は、本委託業務の終了時に県に提出すること。

シ 要領に基づく実績報告の取りまとめ

事業を実施した事業者を対象に、県産農林水産物直売所消費応援事業実施要領に基づく実績報告を行うよう指示するとともに、実績報告に係る提出書類の取りまとめを行うこと。取りまとめ後は、事業者及び店舗ごとのリストを作成し、リストと合わせて速やかに県に送付すること。

なお、内容に不備等がある場合は、必要に応じて補正の指示を行うこと。

③金券の作成及び配布

直売所キャンペーン事業の実施に必要な金券のデザインを作成し、印刷のうえ、各事業者に配布すること。詳細については、別記4のとおりとする。

④広報の実施

県民向けに広く直売所キャンペーン事業の広報を行うこと。詳細については、以下のとおりとする。

ア 新聞広報の実施

新聞媒体：神戸新聞県下版 5段（モノクロ）

実施回数：2回

実施時期：1回目 直売所キャンペーン開始(11月19日)前

2回目 12月上旬

イ 広報チラシの作成及び配布

直売所キャンペーン事業の広報チラシのデザインを作成し、印刷のうえ、各事業者に配布すること。詳細については、別記5のとおりとする。

ウ 広報ポスターの作成及び配布

直売所キャンペーン参加店舗に掲示する広報ポスターのデザインを作成し、各事業者に配布すること。詳細については、別記6のとおりとする。

6 事業の完了

受託者は本業務を完了したときは、すみやかに「完了届」（様式は別途指定）を提出し、検査を受けなければならない。

7 その他

(1) 県から当該委託業務に関する情報提供の求めがあった場合は、その都度情報提供を行うこと。

(2) 受託者は、委託業務の実施に関して本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

(3) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

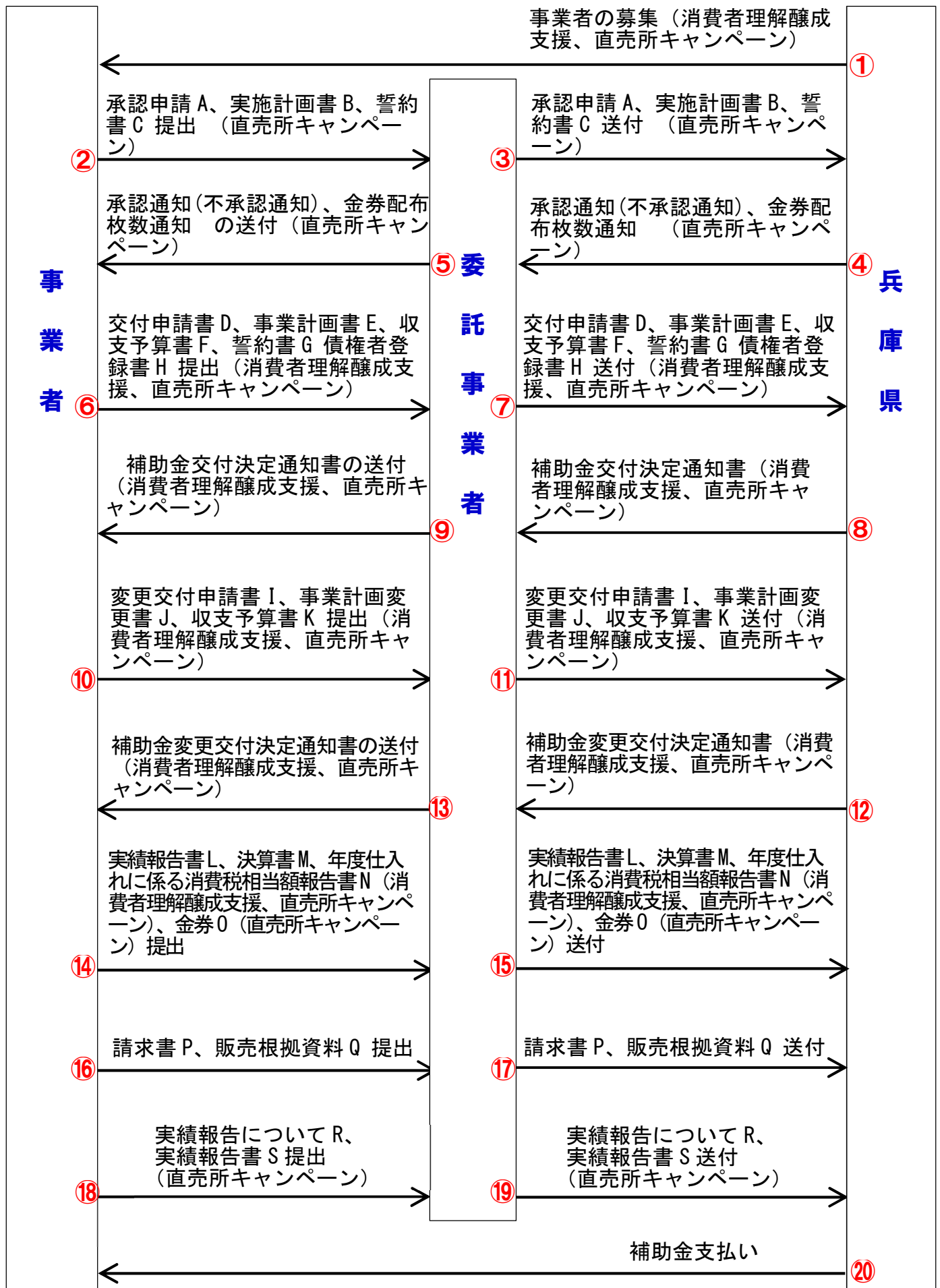
なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

[提出書類等]

手続き名	書類名	記号	備考
[要領] 事業承認	実施計画の承認申請（様式1号）	A	<ul style="list-style-type: none"> ・要領に基づく手続 ・対象は直売所キャンペーン事業 ・申請日はキャンペーン開始以前とすること
	実施計画書（様式1-1号）	B	
	誓約書	C	
[要綱] 補助金 交付申請	補助金交付申請書（様式第1号）	D	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱に基づく手続 ・対象は消費者理解醸成支援事業と直売所キャンペーン事業 ・申請日は、直売所キャンペーン事業承認日以後とすること ・直売所キャンペーンの補助交付額=金券配布枚数×500円
	事業実施計画書（別紙様式）	E	
	収支予算書（要綱別記）	F	
	誓約書（様式第1号の2）	G	
	債権者登録書	H	
[要綱] 補助金 変更申請	補助金変更交付申請（様式第7号）	I	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱に基づく手続 ・対象は消費者理解醸成支援事業と直売所キャンペーン事業 ・申請日はR5.1.31付けとすること
	事業変更計画書（別紙様式）	J	
	収支予算書（要綱別記）	K	
[要綱] 補助事業 実績報告	補助事業実績報告書（様式第8号）	L	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱に基づく手続 ・対象は消費者理解醸成支援事業と直売所キャンペーン事業 ・申請日はR5.2.1付けとすること
	収支決算書（要綱別記）	M	
	年度仕入れに係る消費税等相当額報告書	N	
	回収した金券（直売所キャンペーンが該当）	O	
[要綱] 補助金請求	補助金請求書（様式第10号）	P	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱に基づく手続 ・対象は消費者理解醸成支援事業と直売所キャンペーン事業 ・請求日はR5.2.1付けとすること
	11月、12月、1月販売金額が分かる資料	Q	
[要領] 事業実績報告	実績報告について（別紙様式4号）	R	<ul style="list-style-type: none"> ・要領に基づく手続 ・対象は直売所キャンペーン事業 ・報告日はR5.2.1付けとすること
	実績報告書（別紙様式4-1号）	S	

※各手続きにおいて、要領、要綱で添付を求める書類等の漏れがないか確認をすること

[事業事務フロー]



県産農林水産物直売所消費応援事業実施計画

第 1 目 的

農林水産物直売所は、生産者にとって安定的な出荷先であり、県内消費者が新鮮な旬の県産農林水産物を手に入れられる県産県消の拠点であるが、昨今の情勢による原材料価格高騰分を販売価格に転嫁することが困難な状況にあり、消費者の理解醸成が求められている。

このため、生産者の経営安定化ならびに県産農林水産物の消費喚起を図り、県内直売所の農林水産物販売価格上昇に対する消費者理解の醸成に向けた取組の支援を目的とする。

第 2 事業内容

1 消費者理解醸成支援

県内直売所店頭において消費者理解の醸成のため必要となる以下の取組を事業実施主体が選択して実施する。各取組の実施に関する留意事項は、別記 2 に定める。

- (1) 啓発イベント実施
- (2) 啓発資材作成
- (3) その他消費者理解醸成に資する取組

2 直売所キャンペーン

県内直売店舗での県産農林水産物及びその加工品等（以下、「県産農林水産物等」という。）購入者に、次回、購入時に利用できる金券を配布し、回収した金券に基づき、直売店舗に相当額を交付する。事業の実施に関する留意事項は、別記 3 に定める。

第 3 事業実施期間

1 消費者理解醸成支援

事業実施期間は、令和 4 年 11 月～令和 5 年 1 月 31 日とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に応じて、変更することがある。

2 直売所キャンペーン

事業実施期間は、金券配布期間を令和 4 年 11 月～令和 4 年 12 月 31 日とし、金券利用期間を令和 4 年 11 月～令和 5 年 1 月 31 日とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に応じて、変更することがある。

第 4 事業実施主体

1 消費者理解醸成支援

事業実施主体は、県内で県産農林水産物等を直売する店舗を開設または運営する下記の者とする。

- (1) 農業協同組合、漁業協同組合
- (2) 協議会〔生産者（農業協同組合、農事組合法人、大規模農家等）と消費側関係者（青果物・花き小売商、商店街、消費者団体等）等で構成〕
- (3) 農林漁業者等が 3 戸以上で組織する団体、農地所有適格法人
- (4) 市町、市町が出資する法人
- (5) NPO 法人
- (6) 民間企業等営利法人
- (7) その他知事が特に認める団体

2 直売所キャンペーン

事業実施主体は、県内で県産農林水産物等を直売する店舗を開設または運営する上記1の(1)から(7)のいずれかの者のうち、下記に記載する誓約事項を遵守できる者とする。

- (1)別記3の第1の要件を満たす参加店舗において、県産農林水産物等を2,500円(税込み)以上購入した消費者に対して、2,500円ごとに金券を配布します。
- (2)1回の会計における金券配布枚数の上限は4枚までとします。
- (3)金券の再発行、再流通をせず、偽造、悪用、乱用しません。
- (4)金券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- (5)金券の取扱に関して県から改善要請等があった場合には、それに従います。
- (6)金券利用期間中(令和4年11月～令和5年1月31日)は、真にやむを得ない事情がない限り、途中辞退はしません。
- (7)金券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決します。
- (8)ホームページやマスコミ等に店舗名・所在地・電話番号を公表することに同意します。
- (9)効果的な事業執行に向け、キャンペーンの広報活動(チラシの提示等)に協力します。
- (10)回収した金券の換金については、1回となります(令和5年3月予定)。
- (11)使用済み金券や請求書等の郵送料金については、自ら負担します。
- (12)兵庫県暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号(以下、条例という。))を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記の項目に同意します。
 - ①事業参画者は、条例第2条第1号に規定する暴力団、または第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
 - ②事業参画者は、条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (13)県産農林水産物直売所消費応援事業実施要領に規定された内容を遵守します。
- (14)上記各項に違反した場合は参加を打ち切り、また金券の運用において不正行為があった場合は、一切の換金の中止、換金相当額の返却及び相応の処罰を受けることに異議を申しません。

消費者理解醸成支援実施に関する留意事項

第1 支援対象

別記1の第2の1に定める取組は、次に掲げる要件をすべて満たすものを支援対象とする。ただし、レストランやインターネット上の販売サイトは含まない。

- (1) 取組を行う直売店舗が県内に所在し、主に（売場面積のおおむね5割以上）県産農林水産物等を生産者が対面販売又は委託販売※していること（ただし、販売形態について、水産物についてはこの限りでない）
- (2) 取組を行う直売店舗の営業場所、営業日が定まっていること（不定期営業ではないこと）
- (3) 取組を行う直売店舗が有人営業であり、別記1の第3の1の期間内で、週3日以上営業していること
- (4) 取組を行う直売店舗が別記1の第3の1の期間内において10日以上店頭での消費者理解の醸成に取り組むこと
- (5) 取組を行う直売店舗において、別記3の直売所キャンペーンを実施していること

※対面販売又は委託販売：買上販売ではないことを表す。委託販売とは、商品や製品の販売を第三者に委託・代行して販売する販売形態。

第2 助成額

別記1の第2の1の取組実施にかかる助成額は、事業実施主体が開設または運営する直売所1店舗あたり、事業費の1/2（上限35,000円）とする。

第3 対象経費

別記1の第2の1の取組実施にかかる対象経費は以下のとおりとする。

対象経費	経費例
1 報償費	謝金、日当等
2 旅費	旅費等
3 需用費	消耗品費、印刷製本費等
4 役務費	通信運搬費等
5 委託料	食品加工製造委託料、動画作成委託料等
6 使用料及び賃借料	機械器具等の借上料等

直売所キャンペーン実施に関する留意事項

第1 参加店舗

別記1の第2の2に定める事業は、次に掲げる要件をすべて満たすことを参加要件とする。
ただし、レストランやインターネット上の販売サイトは含まない。

- 1 県が設立する直売所プラットフォームに参画すること※1
- 2 県内に所在し、主に（売場面積のおおむね5割以上）県産農林水産物等を生産者が対面販売又は委託販売※2していること（ただし、販売形態について、水産物についてはこの限りでない）
- 3 営業場所、営業日が定まっていること（不定期営業ではないこと）
- 4 別記1の第3の2の期間内で、週3日以上営業していること
- 5 別記1の第3の2の期間内において10日以上店頭において別記2の取組を実施していること
- 6 有人営業であり、金券を管理する責任者がいること
- 7 金券の管理について、複数体制で対応できること
- 8 購入日と金額が印字されたレシートの発行が可能であること

※1 県が開設する直売所情報発信サイト（直売所プラットフォーム）に参画すること

※2 対面販売又は委託販売：買上販売ではないことを表す。委託販売とは、商品や製品の販売を第三者に委託・代行して販売する販売形態。

第2 対象経費

本事業の実施に必要な還元費とする。

ただし、還元費は、別記1の第4の2の事業実施主体が開設または運営する参加店舗が購入金額2,500円（税込み）毎に1枚配布する金券（500円）相当とする。

第3 金券の配布等

金券の配布等においては、以下のことに留意する。

- 1 金券は、委託事業者を通じて県で発行し、参加店舗に配布する
- 2 参加店舗は、購入金額が2,500円（税込み）以上の場合に限り、金券の配布を行う
- 3 1回の会計における金券配布枚数の上限は、4枚（2,000円分）とする
- 4 金券と現金等との併用、または金券のみの購入でも、購入金額が2,500円（税込み）以上であれば、金券の配布の対象とする
- 5 別記1の第3の2の期間中に県が金券の配布状況の報告を求めた時は、事業実施主体は報告する
- 6 金券と現金の交換は行わない

金券の作成・配布仕様

【金券印刷】

区分	摘要等
作成数	500,000枚（100枚ごとに仕切り紙を挿入すること）
紙質	マットコート紙 90kg
サイズ	タテ 75mm、ヨコ 150mm
仕上がり	オモテカラー、ウラグレー
偽造防止	<ul style="list-style-type: none"> ・銀インクを使った偽造防止印刷を施すこと ・金券管理ができるよう1箇所ナンバリングを施すこと
校正	2回

【記載必須事項】

区分	摘要等
金券名	おいしい御食国ひょうご <small>みけつくに</small> 買って応援キャンペーン！金券
額面金額	500円又は¥500
利用期限	ご利用期限 令和5年1月31日まで
利用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・本券1枚につき500円（税込み）以上のお買上げ時のみ利用可能です。 ・本券のみの利用の際、つり銭は出ませんのでご注意ください。 ・1回の購入における金券の使用枚数制限はありません。 ・本券と現金の交換は行いません。 ・銀印刷の性質上色移りをする可能性がありますのでご注意ください。
QRコード	参加店舗を記載した県HPにリンクするQRコードを記載すること
使用店舗押印欄	使用店舗押印欄を設けること

【配布方法等】

区分	摘要等
配布先	約200事業者
配布枚数	均等配分、前年販売額に基づく販売実績配分を組み合わせるなど各事業者への配布枚数を工夫して決定すること。
配布時期	<p>金券は各回250,000枚を2回に分けて配布すること。</p> <p>ただし、第1回配布時期に全て配布を完了することも可とする。</p> <p>第1回配布時期：令和4年11月18日（直売所キャンペーン開始前日）までに配布を完了すること</p> <p>第2回配布時期：令和4年11月30日までに配布を完了すること</p>

広報チラシの作成・配布仕様

【広報チラシ印刷】

区 分	摘 要 等
作 成 数	200,000 枚 (100 枚ごとに仕切り紙を挿入すること)
紙 質	マットコート 90kg
サ イ ズ	A 4
仕 上 が り	オモテカラー
校 正	2 回

【記載必須事項】

区 分	摘 要 等
名 称	おいしい ^{みけつくに} 御食国ひょうご 買って応援キャンペーン！
キャンペーン 注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・直売所で 2,500 円お買い上げごとに 500 円分の金券を進呈します。 ・1 回のお買い物が 10,000 円以上の場合は、金券のお渡し上限 4 枚となります。 ・次回のお買い物からご使用いただけます。 ・キャンペーンポスターが掲示されている店舗で実施しています。 ・金券の枚数には限りがあるため、店舗により早期終了する場合がございます。
キャンペーン 期 間	金券進呈期間：令和 4 年 11 月～令和 4 年 12 月 31 日（土） 金券利用期間：令和 4 年 11 月～令和 5 年 1 月 31 日（火） ※各店舗により、開始日・終了日が変わります。
消 費 者 理 解 の 醸 成	値上げの波は生産者にも・・・ 生産者の皆さんは、日々工夫をこらし、丹精込めて生産に取り組むことで、私たちの食卓を支えています。 是非この機会に、美味しくて、新鮮な兵庫県産の農林水産物を食べて応援してください。
Q R コード	参加店舗を記載した県 HP にリンクする QR コードを記載すること
問い合わせ先	受託事業者の組織名称、電話番号、受付時間を記載すること
発 注 者 名	発注者名がわかるよう県旗と合わせて「兵庫県」と記載すること

【配布方法等】

区 分	摘 要 等
配 布 先	約 200 事業者
配 布 枚 数	均等配分、前年販売額に基づく販売実績配分を組み合わせるなど各事業者への配布枚数を工夫して決定すること。
配 布 時 期	令和 4 年 11 月 18 日（直売所キャンペーン開始前日）までに配布を完了すること

広報ポスターの作成・配布仕様

【ポスター印刷】

区 分	摘 要 等
作 成 数	1,000 枚
紙 質	マットコート 135kg
サ イ ズ	A 1
仕 上 が り	片面カラー
校 正	2回

【記載必須事項】

区 分	摘 要 等
名 称	おいしい ^{みけつくに} 御食国ひょうご 買って応援キャンペーン！
キャンペーン 注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・直売所で2,500円お買い上げごとに500円分の金券を進呈します。 ・1回のお買い物が10,000円以上の場合は、金券のお渡し上限4枚となります。 ・次回のお買い物からご使用いただけます。 ・キャンペーンポスターが掲示されている店舗で実施しています。 ・金券の枚数には限りがあるため、店舗により早期終了する場合がございます。
キャンペーン 期 間	金券進呈期間：令和4年11月～令和4年12月31日（土） 金券利用期間：令和4年11月～令和5年1月31日（火） ※各店舗により、開始日・終了日が変わります。
消 費 者 理 解 の 醸 成	値上げの波は生産者にも・・・ 生産者の皆さんは、日々工夫をこらし、丹精込めて生産に取り組むことで、私たちの食卓を支えています。 是非この機会に、美味しくて、新鮮な兵庫県産の農林水産物を食べて応援してください。
Q R コード	参加店舗を記載した県HPにリンクするQRコードを記載すること
問い合わせ先	受託事業者の組織名称、電話番号、受付時間を記載すること
発 注 者 名	発注者名がわかるよう県旗と合わせて「兵庫県」と記載すること

【配布方法等】

区 分	摘 要 等
配 布 先	約200事業者
配 布 枚 数	1参加店舗あたり2枚配布すること
配 布 時 期	令和4年11月18日（直売所キャンペーン開始前日）までに配布を完了すること